

令和6年度工事技術調査仕様書

第1 調査内容

契約書第1条に規定する調査の内容は、調査対象工事の計画・設計から出来形にいたる関係図書及び工事施工状況とし、業務の実施場所及び期間等は下表のとおりとする。なお、調査対象工事及び調査事項は、佐賀県（監査委員事務局（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）の意見を踏まえて決定するものとする。

（業務の実施場所及び機関等）

調査対象機関	調査地	調査日数 (現地調査を含む)	調査件数	技術士人 数 (延)	調査 予定月
佐賀中部農林事務所	佐賀市八丁畷町8-1	1日	2件	1人	令和6年 9月、11月
東部農林事務所	神埼市神埼町鶴3542	1日	2件	1人	
唐津農林事務所	唐津市二タ子3-1-5	1日	2件	1人	
伊万里農林事務所	伊万里市新天町122-4	1日	2件	1人	
杵藤農林事務所	鹿島市納富分2643-1	1日	2件	1人	
建築住宅課	佐賀市城内1-1-59	1日	2件	1人	
佐賀土木事務所	佐賀市八戸2-2-67	1日	2件	1人	
東部土木事務所	鳥栖市元町1234-1	1日	2件	1人	
唐津土木事務所	唐津市二タ子3-1-5	1日	2件	1人	
伊万里土木事務所	伊万里市新天町122-4	1日	2件	1人	
杵藤土木事務所	武雄市武雄町大字昭和265	1日	2件	1人	
有明海沿岸道路整備事務所	小城市芦刈町三王崎318番地1	1日	2件	1人	
合 計	12機関	12日	24件	12人	

※① 調査業務は12機関合せて12日間、24件を対象とする。

ただし、調査対象工事の決定時または実地調査時において、調査対象工事の規模や難易度等を勘案し、調査時間をより多く確保する必要がある場合は、甲乙協議の上、調査件数を変更することがある。

② 調査1日における技術士の拘束時間は原則6時間とし、調査対象機関までの往復に要する時間は拘束時間に含めないこと。

- (③) 入札に付する委託料は旅費相当額を含めた総額とすること。

第2 工事技術調査の基準

- (1) 乙は、甲が定めた「佐賀県監査委員監査基準」に規定された工事事務についての監査着眼点を基に、専門的な見地にたった調査を行うこと。
- (2) 乙は、甲が発注した土木・建築・設備工事等に関して、監査の指摘につなげることを目的とした予備的調査として、3E（経済性、効率性、有効性）の視点から、設計（構造計算等の是非判定）、積算、施工管理、監理・監督、完成状況等の技術面について技術士が調査すること。
- なお、具体的な調査の視点については、乙の意見を踏まえて甲が決定する。
- また、乙は、甲が行う監査上の指導・助言及び技術上の改善に関する意見の具申を行うこととし、専門的・技術的な識見から監査の指摘につながるような結果報告書として提出すること。

第3 調査対象工事の調査事項

乙は、別紙「令和6年度佐賀県工事技術調査結果報告書作成要領」に定める調査事項を全て調査するものとする。

第4 工事技術調査業務の実施方法等

- (1) 実地調査に伴う次に掲げる事前準備業務は、甲が行う。
- ① 調査対象機関との調査日程の調整
 - ② 調査実施通知
 - ③ 調査対象機関の工事に係る関係調書（以下「工事調書」という。）及び工事関係資料の作成依頼及び収集等
 - ④ その他甲が必要と認めた準備業務
- (2) 甲は、調査日程を監査対象機関と調整のうえ決定し、乙に通知する。
- (3) 調査時間は、原則、午前9時00分から午後4時00分までとし、調査対象機関までの往復に要する時間は含まない。なお、休憩時間を1時間取るものとする。
- また、工事施工箇所実地調査は原則実施することとするが、技術士が不要と判断した場合は、甲乙協議の上、実施しないことがある。
- (4) 調査対象事業は、建設業法（昭和20年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び工事に付随する測量、調査等の業務とする。
- (5) 調査の実施に当たって乙は、技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士）の資格を有し、調査対象工事における主たる工種（ダム、橋梁、農業土木、砂防、水産土木、トンネル等）に対応した技術士を配置すること。

また、佐賀県建築住宅課が発注した建築工事については必要な知識及び技術を有する1級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士）の資格を保有する技術士とすること。

1級建築士の資格を保有する技術士を配置できない場合は、技術士と技術士の資格を保有しない1級建築士の計2名の配置でも可とするが、委託料の積算は1人分で行うこと。

- (6) 乙は、調査業務を受託するに当たり、佐賀県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者及びその社員等に調査をさせてはならない。
- (7) 工事技術調査は、甲の職員が同行して実施する。
- (8) 甲は、調査に必要な「工事調書」及び「関係資料等」を事前の打合せの際に乙に提出する。
- (9) 乙は、甲が事前に提供した工事調書等を精査し、設計（構造計算等の是非判定）、積算をチェックしておくこと。

第5 技術士資格の確認

- (1) 技術士については、技術士登録証の写し及び発行後半年以内の技術士登録証明を提出すること。
- (2) 1級建築士については、1級建築士免許証の写しを提出すること。

第6 調査結果の報告

- (1) 契約書第1条に規定する報告書は、甲が規定する「令和6年度佐賀県工事技術調査結果報告書作成要領」により作成すること。
- (2) 報告書の作成に当っては、調査終了後、甲が指定する日までに報告書（案）を作成し、甲を経由して調査対象機関との事実確認を行い、確認後、原則2週間以内に甲に報告書を提出すること。
- (3) 調査結果報告書の記載内容等については、作成要領の趣旨を踏まえ、調査技術士の専門的な識見に基づき、根拠を示した上で作成すること。

また、適正さに欠ける事例が確認された場合は下記の区分により整理すること。

指摘：「法令等に違反しているもの」

助言：「指摘」以外で改善、検討等を要するもの、その他専門的な識見に基づく意見等

① 指摘の例

- ア 工事の設計及び積算誤りなどにより、構造物の強度不足など安全上問題があり、工事の目的を達していないもの
- イ 過大積算となっているもの

- ウ 設計内容に合理性が認められないなど、コスト意識が大きく欠けている設計となっているもの
- エ 工事の内容や請負金額の変更、工期の延長が、明らかに発注者の調査不足や調整不足によるもの
- オ 別発注とすべきものを、設計変更で対応しているもの
- カ 分割発注に必然性が認められないなど、不経済な設計を行っているもの
- キ 一括請負の禁止規定に違反しているもの
- ク 契約変更において、工事打合せ簿が未作成など、変更手続に適正を欠いているもの
- ケ 出来高不足、施工不良等、竣工及び確認検査に適正を欠いているもの
- コ その他、技術士の視点から法令等に則して適正さを欠くと認められるもの 等

② 助言の例

- ア 改善が望まれるものや検討を要するもの
- イ その他の専門的な識見に基づく意見として付すもの

(4) 最終の調査報告書提出後、調査全件を通した報告書の概要書を作成し、提出すること。なお、この概要書作成経費は、調査費に含むものとする。

第7 その他

甲の職員の資質向上のため、乙は調査結果報告を活用して、工事監査における着眼点などについての研修会（※）を実施することとし、実施日程等については、甲が別途指定するものとする。

※ 研修会は、12月下旬に甲の執務室において1日間（2時間程度）実施する。